

愛媛県特定事業主行動計画の実施状況及び愛媛県における女性の活躍状況の公表

特定事業主名： 愛媛県

令和8年7月31日公表

愛媛県では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下、「次世代法」という）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「愛媛県特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、次世代育成支援対策推進法第19条第6項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、愛媛県における女性の活躍状況を公表いたします。

対象：知事部局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局

●《職業生活における機会の提供に関する実績》

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8%
全職員	80.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.9%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	102.7%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.2%
31～35年	100.6%
26～30年	96.5%
21～25年	87.9%
16～20年	87.6%
11～15年	89.5%
6～10年	92.1%
1～5年	97.0%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週 23 時間 15 分勤務の場合、 $23 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 0.6 \text{ 人/月}$)

【常勤職員】

・男性は勤続年数 21 年以上の職員が約 5 割を占めているのに対し、女性は約 3 割となっており、男性の方が給与水準の高い職員の占める割合が高い。

・扶養手当受給者のうち男性が占める割合は 9 割以上となっている。

【常勤職員以外の職員】

・事務補助職員等の会計年度任用職員は、再任用職員よりも給与水準は低く、女性は会計年度任用職員の占める割合が 9 割以上であるのに対し、男性は約 5 割となっている。

【全職員】

・男性は常勤職員の占める割合が約 9 割であるのに対し、女性は約 7 割となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員等の割合

1. 管理的地位（課長級以上）にある職員

区分	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
管理的地位（課長級以上）にある女性職員の割合	11.6 %	13.1 %	14.6 %

2. 女性役付職員（係長級以上）の割合

区分	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
女性役付職員（係長級以上）の割合	20.4 %	21.3 %	21.8 %

【説明欄】

【目標値】（令和 11 年度）

女性役付職員(係長級以上)の割合：27%

課長級以上の女性職員の割合：18%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
本庁部局長・次長相当職	9.1 %	7.8 %	10.1 %
本庁課長相当職	12.4 %	14.8 %	16.0 %
本庁課長補佐相当職	14.5 %	15.5 %	16.4 %
本庁係長相当職	26.4 %	27.1 %	27.6 %

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員 (上記のうち看護師除く)	42.3 % (42.4 %)	51.1 % (47.4 %)	45.1 % (44.2 %)
会計年度任用職員	68.9 %	69.5 %	70.8 %
任期付職員	0.0 %	—	—

【説明欄】

【目標値】(令和11年度)

新規採用者に占める女性の割合：概ね50%

●《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	123.5 %	108.1 %	109.4 %
女性	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和6年度	令和7年度
男性	該当なし	該当なし
女性	100.0 %	100.0 %

※令和6年度から調査実施

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.2 %	0.0 %	該当なし	0.0 %
1週間以上2週間未満	3.2 %	0.0 %		0.0 %
2週間以上1月以下	47.3 %	0.0 %		0.0 %
1月超3月以下	30.1 %	0.0 %		12.5 %
3月超6月以下	9.7 %	0.0 %		12.5 %
6月超9月以下	2.2 %	4.9 %		12.5 %
9月超12月以下	3.2 %	19.5 %		62.5 %
12月超24月以下	0.0 %	39.0 %		0.0 %
24月超	2.2 %	36.6 %	—	—

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2週間以上育休を取得した 男性職員	67.1 %	75.7 %	103.5 %

【説明欄】

【目標値】（令和11年度）

育児休業の取得率

男性：①100%②2週間以上85%

女性：100%

VI 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取得率	100.0 %	95.9 %	97.6 %
6日以上取得率	81.2 %	79.7 %	81.2 %

【説明欄】

【目標値】（令和11年度）

育児休暇の取得率

男性：合計6日以上100%

VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部部局等	30.0 時間／月	28.5 時間／月	24.2 時間／月
内部部局等以外	13.9 時間／月	14.8 時間／月	12.0 時間／月

【説明欄】

【目標値】（令和11年度）

超過勤務時間

本庁：月20時間以下、年240時間以下

地方局※：月10時間以下、年120時間以下

※地方機関を含む

VIII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均取得日数	11.9 日	12.7 日	12.5 日
取得日数5日未満の 職員割合	0.9 %	0.1 %	0.2 %

【説明欄】

【目標値】（令和11年度）

年次有給休暇の取得日数：15日